

出雲ケーブルビジョン株式会社 CATV 契約約款

出雲ケーブルビジョン株式会社（以下「ICV」という）とICVが行うサービスの提供をうける者（以下「加入者」という）の間に結ばれる契約は、次の条項によります。

（サービスの内容）

第1条 ICVは、業務区域内の加入者に次のサービスを提供します。

① ICVによる受信可能なテレビジョン放送及びFM放送を有線により再送信するサービス。

② テレビジョンによる自主放送番組を有線により放送するサービス。

③ 上記事業に付帯するサービス。

（契約の単位）

第2条 加入契約は、1世帯または1事業所について加入者1回線ごとに行います。

2 この契約に定める1世帯とは、同一の住居及び生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいいます。また1事業者とは同一の建物または同一の敷地内で経理をともにする事業者のことをいいます。

（契約の成立）

第3条 加入契約は、加入申込書に必要事項を記入の上申し込み、ICVがこれを承諾した時をもって成立するものとします。

2 ICVは、加入者引込線を設置し保守することが技術上、経営上困難な場合、申込者が未成年であり法定代理人及び後見人の同意が得られない場合、また本約款及びその主旨に違反するおそれがあると認められる場合など、加入申込書提出後においても加入の承諾を撤回できるものとします。

（加入の有効期限）

第4条 加入契約の有効期限は、契約成立後3年間とします。ただし、契約期間満了10日前までにICV、加入者のいずれかがその相手方に何等かの意思表示をしない場合には、引続き1年間の自動延長するものとし、以後も同様とします。

（加入金）

第5条 加入者は、加入契約成立後、別表料金表に定める加入金を支払うものとします。

2 この加入金は返却しないものとします。

3 経済環境等の変動に従い加入金を改定、もしくは特別割引を行うことがあります。ただし既加入者には適用いたしません。

（利用料）

第6条 加入者はサービスの提供を受けた翌月から別表料金表に定める利用料を支払うものとします。

2 ICVが全てのサービスを月の内10日以上に渡って提供しなかった場合、前項の規定にかかわらず当該加入者が支払うべき当該月分の利用料は無料とします。

3 社会情勢の変化、サービス内容変更等により、利用料の改定をするときは、1ヶ月前までに加入者に通知するものとします。この場合、加入者は改定日の属する月の翌月より改定後の利用料を支払うものとします。

4 有料放送は番組（チャンネル）ごとに申し込むものとします。一部有料放送において年齢制限が設けられている場合があり加入者はこれを遵守することとします。

5 NHKの受信料は、I C Vの利用料には含まれていません。

（B-CAS・C-CASカードの取扱い）

第7条 加入者はデジタル放送サービスの提供を受ける場合には、BSデジタル放送用のI Cカード（以下「B-CASカード」という）及び専門チャンネル用I Cカード（以下「C-CASカード」という）を使用するものとします。

2 B-CASカードに関する取扱いは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用ビーキャス（B-CAS）カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

3 故意または過失によるB-CAS・C-CASカードの破損紛失の場合は、別表の料金をI C Vへ支払うものとします。

4 解約時には、B-CAS・C-CASカードをI C Vへ返納するものとします。

5 I C Vは必要に応じて、加入者にB-CAS・C-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとします。

6 B-CAS・C-CASカードはI C Vに帰属し、I C Vは加入者がI C Vの手配による以外のデータ追加及び変更並びに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、その加入者が賠償するものとします。

（支払方法）

第8条 加入者は、加入金、工事料、利用料、使用料（第11条における端末機使用料のこと）をI C Vが指定する支払期日までに、指定する方法により支払うものとします。支払方法は原則として自動振替によるものとします。

（設備の所有及び費用の負担）

第9条 I C Vが設置する設備のうち保安器までの施設（以下「I C V設備」という）を負

担し所有します。またセットトップボックス（以下「端末機」という）は加入者へ貸与するものです。

2 加入者は保安器の出力端子から受信機の入力端子までの設備（以下「加入者設備」という）の設備にかかる費用を負担し、これを所有します。

3 I C Vが加入者設備の設置工事等を施工した場合、または設置工事に立ち会った場合には、加入者はその費用をI C Vへ支払うものとします。

4 加入者は引込線の設置に特別に必要とする自営柱、地下埋設等の設備を設置し、これに要する費用を負担するものとします。

(設備の設置)

第10条 I C Vの業務に必要な設備の設置工事、調整並びに保守は、I C V及びその指定する業者以外に行うことはできないものとします。

2 I C Vは加入者引込線の設置のため、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物を無償で使用できるものとします。この場合、家主、地主その他の利害関係人があるときは、当該加入者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関して責任を負うものとします。

3 加入者はI C VまたはI C Vが指定する業者が設備の設置、調整、検査、修理等を行うため設備にかかわる敷地、家屋、構築物等への立ち入りを求めた場合は、協力するものとします。

4 加入者は、I C V設備または加入者設備を取りはずし、変更する必要がある場合は、10日前までにI C Vへ申し出るものとします。

(端末機の貸与)

第11条 I C Vのサービスを受けるための必要な端末機は、I C Vが貸与するものとし、加入者は別表に定める端末機使用料を、I C Vへ支払うものとします。

2 端末機の設置に伴う取り付け費用及び加入者設備の変更に要する費用は、貸与された加入者負担とします。端末機に付属されたリモコンは、設置当初の不良の場合を除き、必要となった場合は加入者の負担となります。

3 I C Vは端末機の性能改善の為、予告なくその仕様を変更することがあります。

4 加入者は、端末機を善良な管理者として注意をもって取扱い、I C Vの承諾なしには移動または取はずしはできないものとします。

5 端末機は、加入契約の休止及び解約時、速やかにI C Vへ返却するものとします。

(設備の改修、故障等に伴う責任負担)

第12条 I C Vの保守責任範囲は保安器の出力端子までとします。ただし加入者設備の範囲で機器の修復などの必要が生じた場合は、その費用は加入者の負担となります。

2 I C Vの利用に異常が発した場合は、これを調査し必要な処置を講じます。ただし加入者の受信機に起因する場合はこの限りではありません。

3 サービスの利用に異常が生じている原因が加入者の受信機または加入者設備の故障等による場合は、加入者が修復に要する費用を負担するものとします。

4 加入者は、故意または過失によってI C V設備またはI C Vの提供する端末機に破損、滅失等を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

5 第3項及び第4項にあげる故障、破損、滅失等によりI C Vが損害を被った場合、I C Vは当該加入者に対し賠償を求めることができるものとします。

6 I C Vの責任に帰することのできない事由による損害について、I C Vはその責任を負わないものとします。

(サービスの一時中断、内容の変更)

第13条 I C VはI C V設備の維持管理に必要な上やむをえずサービスの全部及び一部を一時中断する場合があります。この場合、I C Vは事前に参加者にその旨を通知するものとしませんが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

2 I C Vは、事情によりサービス内容および放送内容の変更を行う場合があります。

(免責事項)

第14条 I C Vは前条に定めるサービスの一時中断、内容変更、天災、気象条件、放送衛星・通信衛星の機能停止、事変またはI C Vの責任に帰さない事由等によりサービスの提供を中止した場合においては損害の賠償には応じません。

(設置場所の変更)

第15条 次の場合、加入者はI C Vが承諾すれば、設備の設置を移転することができます。ただし、加入者は移転を希望しても移転先のI C V設備の都合で移転できない場合があることを承知するものとします。

- ① 同一敷地内で設備を移転する場合。
- ② サービスの提供を受けることができる場所に設備を移転する場合。
- ③ 最寄のタップオフに余裕がある場合。

2 加入者は、加入者設備並びに端末機の設置場所を移転する場合、I C Vへ文書で申し出るとともに別表に定める移転に要する費用をI C Vへ支払うものとする。

(名義変更)

第16条 次の場合はI C Vの同意を得たうえで加入者の名義を変更することができるものとします。この場合、新加入者は別表料金表にある名義変更手数料を添えて、所定の文書により申し出るものとします。

- ① 相続または法人合併の場合。
- ② 新加入者が旧加入者の同意を得た場合。

(加入申込記載事項の変更)

第17条 加入者は加入申込時の記載事項に変更が生じた場合はI C Vに文書で申し出るものとします。

(サービス利用の一時休止、再開)

第18条 加入者は、サービス利用の一時休止をすることができるものとします。この場合、加入者はI C Vに休止を希望する10日前までに文書で申し出るものとします。ただし休止期間は原則1年以内とします。

2 休止を申し出た場合、I C Vは休止にあたり引込線を取りはずし、すべての電波(サービスの提供)送信を停止します。

3 休止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の利用料は無料とします。

4 加入者サービス利用の一時休止及び再開を希望する場合は、別表料金表に定める手数料及び一時休止、再開に必要な工事費をICVへ支払うものとします。

(加入者の禁止事項)

第19条 加入者は無断でICV設備の改変や増設工事をしてはならないものとします。

2 無断で改変、増設した設備については、改めて適切な設備工事を行い、その費用は加入者が負担するものとします。

3 無断で改変、増設したことによってICVまたは他の加入者に受信障害等の不利益が生じた場合、改変、増設した加入者が賠償責任を負うものとします。

4 ICVがサービスをする内容を無断で営業目的に使用したり、複製その他の方法で第三者に供給することを禁じます。また加入者は、個人または家庭内、それに準ずる限られた範囲内での視聴を除き、不特定及び多数人から対価を受けての上映などの行為はできません。

5 第4項の内容並びに営業目的等のためにICVサービスの提供を受ける場合、ICVが保有する著作権及び著作隣接権に関する対価を請求することがあります。

(サービス停止及び契約解除)

第20条 ICVは、加入金、工事費及び諸手数料、利用料を継続して2ヶ月支払わなかった場合、また加入者にこの加入契約に反する行為があったと認められるときは、当該加入者に催告のうえ、サービス提供を停止し、あるいは加入契約を解除できるものとします。当該加入者の加入申込書記載の住所等が不在などで、催告が不可能な場合も同じとします。

2 第1項のサービス停止及び契約解除に際してICVは引込線(ICV設備)の撤去をすることができるものとします。ICV設備の撤去に伴い、加入者の所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物の復旧を要した場合、その復旧費は加入者が負担するものとします。

3 電力・電話の無電柱化、ICV及び加入者のいずれの責に帰することのできない事由によりICV施設の変更を余儀なくされ、かつICV施設の代替構築が困難な場合、ICVは加入者にあらかじめ理由を説明したうえで、加入契約を解除できるものとします。

4 第1項によるサービス停止及び第3項による加入契約の解除をした場合、加入者が別途支払ったNHK受信料(衛星受信料含む)、株式会社WOWOWの加入料及び視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生じることがあっても、ICVはその責任を負わないものとします。

(利用料金等の滞納によるサービス停止後の再開)

第21条 加入金、工事費、テレビ・インターネットなどの複数サービスの利用料金を滞納したことによるサービス停止後、全ての滞納額の全額入金を確認できた場合のみ、確認後の翌々日の営業日よりサービスを開始するものとします。

(加入契約の解約)

第22条 加入者は加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までにICVに文書で申し出るものとします。

2 加入者は加入契約を解約しようとするときは、利用料、工事費等を精算するものとします。この場合は、利用料は解約日の属する月まで支払うものとします。また加入金の返還はいたしません。

3 加入者は加入契約を解約したとき、ICV設備の撤去に伴い、加入者の所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物の復旧を要した場合、その復旧費は加入者が負担するものとします。

(不正視聴)

第23条 ICVとの間に加入契約を成立させることなく、ICVの設備を使用している者は、これを盗視聴者として次の損害賠償を請求するものとします。

① 設備に損傷を生じさせている場合は、その復旧に要する全費用。

② 権利損害金としてICVが盗視聴者の受信機が設置されている地域に設備を設置して、サービスを開始した日より不正視聴をICVが確認したときまでの利用料及び加入金とする。

(加入者個人情報の保護)

第24条 ICVは、加入者の個人情報の保護及び適切な取扱いが、社会的責務であると考え、個人情報保護に関する方針をまとめた管理規定に基づき、個人情報を適切に取り扱い、保護に努めてまいります。

2 ICVは、保有する個人情報の諸情報(加入者個人に関する情報で、加入者個人を識別できる情報。以下「個人情報」という)を第三者に提供しません。

ただし次の場合を除きます。

① 当社サービスを提供する上で必要となる場合。

② 当社サービスの向上を目的とした視聴調査を行う場合

③ 調査の集計及び分析等に得られたものを、個人を識別または特定できない態様にて第三者に開示提供する場合

④ 加入者の同意を得たうえで個人情報を開示または提供する場合

⑤ 当社サービス料金等の収納を委託するものに対して、収納に必要な情報を提供する場合

⑥ 法令等の規定により提供が認められている場合、または法律上照会権限を有するものから照会を受けた場合。

(約款の改定)

第25条 ICVは、この約款を総務大臣に届け出のうえ改正することがあります。その場合契約内容は、改定後の約款によることとします。

(領収書発行の省略)

第26条 加入金、工事費、利用料その他の金融機関の自動振替による支払については、原則として加入者への領収書は発行しないものとします。

(定めなき事項)

第27条 この約款に定めなき事項が発生した場合は、ICV及び加入者は、契約約款の主旨に従い誠意をもって協議のうえ解決に当たるものとします。

(管轄裁判所)

第28条 加入契約に関する紛争が生じたときは、ICVの本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

(附則)

① ICVは特に必要がある場合には、この約款に特約を付することができるものとします。

② 一括加入、業務用等の契約については別に定めるものとします。

③ ICVのインターネットサービスの約款は別途インターネット契約約款が適用されます。

④ この約款は平成23年5月1日より実施します。

(別表) ※表記の金額には消費税を含みません(平成26年11月1日現在)

1.加入金 55,000円

2.利用料 金額は、すべて月額料金となります。

ミニコース 2,000円

2台目より(1台あたり) 500円

ベーシックコース 3,400円

2台目より(1台あたり) 1,000円

デラックスコース 3,800円

2台目より(1台あたり) 1,400円

地デジ(地上波デジタル)コース 1,200円

※地上波デジタル放送の当社指定の難視聴地域に限定

3.ペイチャンネルサービス (金額は、STB1台あたりの金額となります)

WOWOWプライム

WOWOWライブ

WOWOWシネマ (3チャンネルセット) 2,300円

スター・チャンネル1

スター・チャンネル2

スター・チャンネル3 (3チャンネルセット) 1,800円

フジテレビNEXT ライブ・プレミアム(HD) 1,200円

J SPORTS 4 HD		1, 300円
衛星劇場HD		1, 800円
東映チャンネルHD		1, 500円
V☆パラダイスHD		700円
Mnet HD		2, 300円
AT-X HD!		1, 800円
グリーンチャンネルHD		
グリーンチャンネル2HD	(2チャンネルセット)	1, 200円
アニマックスHD	(ミニコース限定)	738円
ディズニー・チャンネルHD		
ディズニーXD	(ミニコース限定・2チャンネルセット)	790円
プレイボーイチャンネル		2, 500円
チェリーボム		2, 300円
※ちえり〜ぼ〜いセット		3, 000円
レインボーチャンネル		2, 300円
ミッドナイト・ブルー		2, 300円
パラダイステレビ		2, 000円
※ゴールドデン・アダルト・セット		3, 000円

4.工事費

引込工事負担金	15, 000円
宅内基本工事料	8, 500円
部品材料費及びその他の工事	実費

5.諸手数料および費用

名義変更手数料	2, 000円
休止手数料	2, 000円
引込線撤去費	2, 000円
引込線設置場所変更工事負担金	15, 000円
B-CAS カード再発行費用 (破損・紛失・未返却等を含む)	3, 000円
C-CAS カード再発行費用 (破損・紛失・未返却等を含む)	3, 000円
上記以外の手数料及び費用	実費

(暗証番号の初期化、STB破損・紛失・未返却、リモコンの破損・紛失等)